

障がいのある人への各種手当

(特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当)

障がいがある人やその家族の経済的負担を軽減するため、各種手当を支給しています。

これらの手当を受給している人は、**9月11日（水）までに所得状況届の提出が必要**です。対象者には文書を送付しています。**この届を提出しないと、その年の8月以降の手当を受けることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。**

◆特別児童扶養手当

対象者 **20歳未満**で、精神または身体に中程度以上の障がいがある児童を家庭で監護、養育している父母など

- 対象外**
- ・児童、父母または養育者の住所が国内にないとき
 - ・支給対象の児童が、障がいを事由に年金を受け取ることができるとき
 - ・支給対象の児童が、児童福祉施設など(通園・通所施設は除く)に入所しているとき



手当額・支給日 ※本人、扶養義務者の所得制限があります。

	1級	2級
手当額 (児童1人あたり)	月額55,350円	月額36,860円
支給日	4、8、11月の各月11日 ※土日祝日のときは、その前日の平日	

◆特別障害者手当・障害児福祉手当

特別障害者手当の対象者 **20歳以上**で、精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活で常時介護を必要とする人



障害児福祉手当の対象者 **20歳未満**で、精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活で常時介護を必要とする人

	特別障害者手当	障害児福祉手当
手当額	月額28,840円	月額15,690円
支給日	2、5、8、11月の各月10日 ※土日祝日のときは、その前日の平日	
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、扶養義務者の所得制限があります ・施設または病院に3か月以上継続して入所・入院している場合などは支給されません 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、扶養義務者の所得制限があります ・施設入所や障がいを事由とする年金を受け取ることができる場合などは支給されません

手続きの方法等、詳しくは町ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

福祉課 福祉支援室 ☎ 0859-68-5534



伯耆町
ホームページ